

国立大学法人山口大学ネーミングライツに関する基準

平成 30 年 9 月 18 日

副 学 長 裁 定

第 1 この基準は、国立大学法人山口大学におけるネーミングライツに関する基本方針（以下「方針」という。）「5. ネーミングライツ・パートナー等の決定」に規定する基準として定めるものであり、別称等の付与の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

第 2 国立大学法人山口大学（以下「本学」という。）の施設に対して、別称等の付与は、本学の対象施設の運営に支障を及ぼさず、当該対象施設にふさわしいものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは別称として用いることができないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張に係るもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- (7) 本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (8) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (10) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- (11) その他学長が別称等として適当ではないと認めるもの

第 3 応募資格は、ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人・自然人と法人格のない団体のすべてとする。ただし、次のいずれかに該当するものは応募資格がないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) 社会問題を起こしているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項の規定による貸金業を行うもの
- (6) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (8) 国税，地方税等を滞納しているもの
- (9) 前各号によるもののほか，本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと大学が認めるもの